

生物多様性企業活動ガイドライン たたき台

【注】

本資料は、検討会において議論をする上でのたたき台として作成したものです。
今後、検討会での議論の結果はもとより、事務局の作業によっても内容が変更する可能性があります。

要約

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む意義と、取組の指針を端的に伝えられるようなコンパクトな内容とする。

序論

- ガイドライン策定の背景（様々な主体による取組促進 等）
- ガイドラインの目的
- ガイドラインの性格
- ガイドラインの対象
- 効果的な使い方

第Ⅰ編 基礎知識編

基礎知識編として、どのようなことを説明するとよいか。

第1章 生物多様性とは

- 生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることで、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性がある。
 - 生態系の多様性：
 - 種間の多様性：
 - 種内の多様性：

3つのレベルの多様性を図などで分かりやすく伝える

（国家戦略 p.21 「つながり」と「個性」の説明などをふまえる）

生物多様性とは？

- 生物多様性は、人類の生存や存続の基盤となるものであり、地域固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。
- 一方、生物多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系の攪乱等の深刻な危機に直面している。また、気候変動は多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与える恐れがある。
- 国際的な視点で見ても、生物多様性は大きく損なわれている。

第2章 生物多様性と企業の関わり ～企業はなぜ生物多様性に取り組むのか～

2.1. 企業活動が生物多様性から受ける恩恵と、生物多様性に与える影響

- 企業は、生物多様性から恩恵（生態系サービス、遺伝子等）を受けて活動している一方で、活動を通じて生物多様性に影響（生育・生息地破壊、外来種移入等）を与えている。自身が受けている恩恵と与えている影響の2つの側面から生物多様性との関わりを認識することが取組の第一歩となる。
- 生物多様性は、生態系サービスを下支えしており、人間が生物多様性から享受している恩恵は生態系サービスとして考えることができる。ミレニアム生態系評価では、生態系サービスを「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類している。このような観点でみると、企業が生物多様性から受けている恩恵としては、例えば、農作物や魚介類、木材等の供給、水の供給、遺伝子資源の供給、大気や気候の調節、エコツーリズム等が挙げられる。
- 企業がその活動を通じて生物多様性に与える影響としては、生育・生息地の損失・減少、生物資源の過剰採取、外来種の移入、環境汚染や微気象等の変化等が挙げられる。企業は、事業所や工場の設置、サプライチェーン等も通じて、国内のみならず、海外の生物多様性にも影響を与えている。

2.2 生物多様性に取り組むことによるチャンスと、取り組まないリスク

- 企業は、生物多様性の保全・持続可能な利用に積極的に取り組むことで、企業活動そのものをも進展させる様々なチャンスを獲得できる。
- 企業が生物多様性の保全・持続可能な利用に積極的に取り組まない場合には、先に述べたチャンスとは逆に、様々なリスクが生じる可能性がある。具体的には、以下のような要素が挙げられる。

2.3. 企業と生物多様性に係る動向

国内及び国際で、企業が生物多様性に取り組むことが求められていることがわかるように、企業と生物多様性に係る国内の動向（生物多様性基本法、第3次生物多様性国家戦略、環境報告ガイドライン）、国際動向（G8、生物多様性条約）と、ビジネスによる先進的な動きについて紹介する。

第Ⅱ編 指針編

第1章 基本的な考え方

「基本的な考え方」として何を
とりあげるとよいか？

1.1. 目標について

- ①生物多様性の保全

多様な生態系の保全、野生生物の種の保存等が、地域の自然的社会的条件に応じて行われる。

- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法により生物の多様性の構成要素を利用する。

(①は生物多様性保全の全体的な目標であり、②は生物多様性の構成要素の利用にあたっての目標である。)

1.2. 取組について

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響等の把握。
- 生物の多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。

1.3. 考慮する視点について

- 多様なステークホルダーとの連携

生物多様性の保全・持続可能な利用は、企業単独ではなく、関係する多様なステークホルダー（地方公共団体、NPO・NGO、地域住民等、地域の関係主体、あるいは、研究機関、国の機関、国際機関等）と有機的な連携を図る視点が重要。また、企業間、異なる業種間での連携が効果を発揮する場合も想定される。

- 予防的な取組と順応的な取組¹

生物多様性の保全と持続可能な利用が、生物多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと、及び一度損

¹ 予防的な取組、順応的な取組とは、、、（これらの用語説明）

なわれた生物多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物多様性を保全する予防的な取組方法、及び事業等の着手後において生物多様性の状況を監視し、その監視結果に科学的な評価を加え、これを事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行う。

- 長期的な観点

生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行う。

- 生物多様性への悪影響の回避、低減、その他適正な配慮

自社の活動が生物多様性への悪影響を生じる可能性がある場合には、事業により失われる環境と同種の環境を創出するなどの代償措置よりも、まず、影響そのものの回避、低減を優先して検討する。

- これまでの環境対策等との関連

企業は、これまでも温室効果ガスの排出削減や吸収源対策などの地球温暖化対策、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組、公害防止対策、グリーン調達などを実施しており、これらの既存の対策が生物多様性保全等に役立っている場合も多い。

一方、生物多様性保全等が地球温暖化対策等異なる分野にも効果を発揮する場合も多い。

また地域貢献活動等と生物多様性保全等が関連する場合もある。

異なる分野で好ましい効果が発揮されることがあることを意識して取組を行う。

- その他

(参考) その他やコラムとして考えられる例

- ・ 直接影響、間接影響等に関する本業における取組と社会貢献活動
- ・ 身近な地域への貢献と国際貢献
- ・ 企業の特性・規模に応じた取組
- ・ すべての生命が存立する基盤、人間にとって有用な価値、豊かな文化の根源、将来にわたる暮らしの安全性を保障
- ・ 自然再生、創出、維持管理
- ・ 生物多様性オフセット

(参考) 生物多様性基本法における記述

基本原則 (第 3 条)

I 生物多様性の保全

II 持続可能な利用

III 予防的順応的態度

IV 長期的な観点

V 地球温暖化

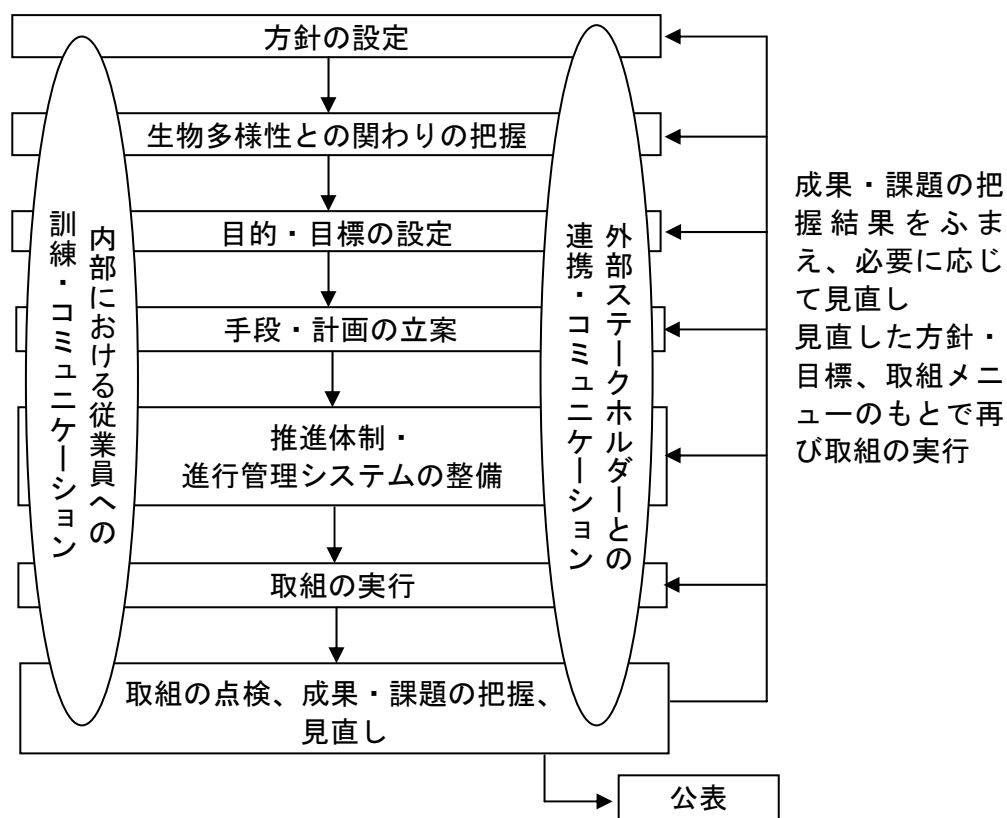
事業者の責務 (第 6 条)

事業者は、生物多様性基本法の基本原則に則り、事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減の及び持続可能な利用に努める。

第2章 取組の考え方

2.1. 取組の考え方の全体像

- 企業が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の取組の考え方のフローは、以下のようなものが想定される。



取組の考え方

- 既に、環境計画書、環境報告書などを作成している企業や環境管理システムを導入している企業などにおいては、その一環として、生物多様性への取組もうまく取り込んでいくことが、実効性を確保する上で重要となる。
- 取組の点検を行い、その効果や目標の達成度を評価するには、各企業の実情に応じた指標の設定を検討。複数企業や団体による指標の研究・開発も有用。
- 次項 2.2.～2.4.では、「企業と生物多様性との関わりの評価」、取組をより効果的なものにしていく上で不可欠な「外部ステークホルダーとの連携」、「コミュニケーション」について詳細に説明する。

(参考) ビジネスと生物多様性イニシアティブ リーダーシップ宣言

ビジネスと生物多様性イニシアティブは、ドイツ政府が主導する、生物多様性条約の目的達成に民間企業の関与をさらに高めるためのイニシアティブである。賛同する企業は、条約の目的に同意・支持し、目的達成に資する取組の実施を約束する「リーダーシップ宣言」に署名する。

2008 年 5 月のドイツ・ボンで、生物多様性条約第 9 回締約国会議 (COP9) にあわせて署名式が行われた。

調印した企業は、以下に挙げる条約の 3 つの目的に同意し、これを支持する。

- 生物多様性の保全
- 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 遺伝資源から生じる利益の公正・衡平な配分

また調印企業は、今後以下の活動に取り組むことを表明するものである。

1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する
3. 生物多様性部門のすべての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する
4. 2～3 年毎にモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する
5. 年次報告書、環境報告書、CSR 報告書にて、生物多様性部門におけるすべての活動と成果を公表する
6. 生物多様性に関する目標を納入業者 (supplier) に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合してゆく
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善してゆくために、科学機関や NGO との協調を検討する

2.2. 企業と生物多様性との関わりの把握の考え方

どのような流れで
考えるとよいのか？

- 企業と生物多様性との関わりの把握は、取組の着手時（計画策定の前）に企業が自ら実施すべき最初の作業である。企業活動の範囲の特定、生物多様性との関わり（影響、恩恵）のチェック、リスクやチャンスのチェック等をふまえて、取組の優先順位を検討する。以下に具体的に説明する。

● 活動範囲の特定

まず、企業の活動の範囲を特定する必要がある。

例えば、製造業であれば、原材料調達、製造、流通、製品の使用、廃棄・回収というサプライチェーンから拡大生産者責任範囲までの一連のプロセスのなかで対象とする活動範囲を特定する。

企業によっては、全てのプロセスを自社内で行わずに、国内外の子会社等への生産移転や運送委託等をしている場合もある。連結決算対象組織全体を対象とするなど組織を特定する。

その他把握する活動範囲の期間の特定等をする。

活動範囲をフロー図などで
整理したイメージの例

活動範囲をフロー図などで
整理したイメージの例

企業活動と生物多様性との関わりの切り口をどのようにするか
 (「恩恵」と「影響」)? また、これらの内容をどのように扱うか?

- 生物多様性から得ている可能性がある恩恵のチェック

特定した活動範囲において、生物多様性から得ている可能性がある恩恵を挙げる。
 前述した基盤サービス、供給サービス、調整サービス、文化サービスの4つの側面から整理する。その恩恵が増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか等にも留意する。

企業が受ける恩恵（サービス）の分類

恩恵の分類	企業が受ける恩恵
供給サービス	● 食料 ➢ 穀物 ➢ 家畜 ➢ 捕獲漁業 ➢ 養殖漁業 ➢ 野生の食物 ● 繊維 ➢ 木材及びその他の木質繊維 ➢ その他の繊維（綿、麻、絹等） ● バイオマス燃料 ● 淡水 ● 遺伝子資源 ● 生化学物質、自然薬品、医薬品
調整サービス	● 大気の質の調節 ● 気候の調節 ➢ 家畜地球規模 ➢ 広域的・地域的 ● 水の調節 ● 土壌侵食の調節 ● 水の浄化と廃棄物の処理 ● 疫病の予防 ● 病虫害と雑草の抑制 ● 花粉媒介 ● 自然災害からの防護
文化的サービス	● レクリエーションとエコツーリズム ● 倫理的価値
基盤サービス	● 栄養塩循環 ● 一次生産 ● 水循環

注) 恩恵の分類は国連ミレニアムエコシステム評価(MA)を参考とした。MAは、世界の様々な生態系に関して、生態系がもたらす恵みの現状と将来の可能性を総合的に評価している。

- 生物多様性に与えている可能性がある影響のチェック

特定した活動範囲において、生物多様性に与えている可能性がある影響を挙げる。
その影響が増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか等にも留意する。

企業が与える影響の分類

影響の分類	企業が与える影響の例
生育・生息地の損失・減少	● 土地の開発等による生育・生息地の面積の減少 ● 土地の開発等による生育・生息地の分断
生物資源の過剰採取	● 天然の生物資源の過剰な採取
外来種の移入	● 輸送等に伴う外来種の移入による生態系の攪乱
環境汚染（窒素、りん、化学物質等の大気、水、土壌への排出、環境中での利用等）	● 環境汚染による生育・生息地の環境劣化 ● 汚染による種数や多様性の減少
気候変動	● 温室効果ガスの排出による気候変動（気候変動が生物多様性に影響を与える）
その他	● 企業活動に伴う光害等による生育・生息地の環境変化

注）影響の分類には、MA の「生物多様性と生態系を改編する主な直接的要因」の分類を参考とした。

留意点：ある側面でみれば良い影響でも、別の側面からみれば悪影響が出ることもあるので留意する。

企業活動と生物多様性との関わりの切り口をどのようにするか
 (「リスク」と「チャンス」)? また、これらの内容をどのように扱う

● リスクとチャンスの分析

企業の特徴をふまえて、生物多様性に取り組まないことにより生じるリスク、取り組むことで得られるチャンスを具体的に挙げ、それらの当該企業にとっての重要度を分析する。

リスクとチャンスの分類の例

分類	リスクとチャンスの例
操業関連	● リスク：原材料の不足またはコストの増大、生産量または生産性の低下、業務の中断 ● チャンス：効率の向上、影響の低い産業プロセス、サプライチェーンの強化
規制・法律関連	● リスク：採集の一時禁止、割当量の減少、罰金、使用料、許可または免許の停止、許可の棄却、訴訟 ● チャンス：操業拡大の正式な許可、新たな規制に適合した新製品、政府の政策を具体化する機会
世評関連	● リスク：ブランドやイメージへの被害、社会的「操業許可」の危機 ● チャンス：ブランドの向上や差別化、ステークホルダーとの関係強化
市場・製品関連	● リスク：公共部門の顧客の志向の変化、民間部門の顧客の志向の変化、消費者やNGOによる不買運動 ● チャンス：新しい製品やサービス、認証製品の市場、生態系サービスの市場、自社が保有または管理する生態系からの新たな収入源、倫理観の強い消費者へのアピール
財務関連	● リスク：金融機関による融資条件の厳格化 ● チャンス：社会的責任を重視する投資家へのアピール
社内関連	● リスク：従業員の士気や生産性の低下 ● チャンス：従業員の生産性の向上

● 優先順位

恩恵と影響、リスクとチャンスの分析をふまえ、企業としての取組の優先順位を検討する（マトリクスなどを使って優先順位づけを行う例を示す）。

2.3. 外部ステークホルダーとの連携

- 外部ステークホルダーとの連携は、企業の取組をより効果的なものにし、また、取組を円滑に進める上で不可欠な要素である。
- 企業は、ある限定された場面だけで外部ステークホルダーとの連携を図ろうとするのではなく、構想段階（例えば、方針・目標の設定、取組の立案等）から取組の点検、評価の段階に至るまで、積極的に意見を聴取したり連携を図ることが重要である。このような姿勢で臨むことで、ステークホルダーとの信頼関係が増すとともに、内部関係者のみでは得難い情報・アイデアを獲得することもできる。
- 外部ステークホルダーとしては、以下のような例が挙げられる。
 - 政府
 - 地方公共団体
 - NPO・NGO
 - 地域住民
 - 研究機関（大学、博物館等）
 - 国際機関
 - 他の企業、異なる業種

2.4. コミュニケーション

- 環境報告を始め、NGO や研究者等との意見交換会等、様々なインターフェースを利用して、生物多様性の取組に関するコミュニケーションを進める。
- 環境報告については、「環境報告ガイドライン ～持続可能な社会をめざして～（2007年版）」も参照。

第3章 企業活動の種類別の取組

【注】

第1回検討会においては、以下の3.1.及び3.2.に関する詳細な議論はせず、次回までに必要に応じ、委員にご意見をうかがい、第2回の資料に反映させる予定です。

- ここでは、生物多様性との関わり方の観点から、企業活動を「生物多様性と直接的に関わるもの」、「生物多様性と間接的に関わるもの」に分け、主な企業活動において実施することが望ましい生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を示す。
- また、社会貢献活動として実施する生物多様性の保全に関する取組についてもその内容や、留意点等を示す。
- 遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関しては、「遺伝資源へのアクセス手引き」(財)バイオインダストリー協会、経済産業省)を参照。

3.1. 生物多様性に直接的に関わる企業活動における取組

- 土地開発や非生物資源の開発、工場等の操業、生物資源の利用、運輸等の企業活動では、企業が生物多様性に直接的に関わる。
- これらの企業活動については、以下のようなステップで取組の検討を進めていくことが考えられる。なお、環境影響評価制度や工場立地法等の関連する法律や条例等は遵守する。また、下記の各ステップにおいては、外部ステークホルダーとの連携や、コミュニケーションを図ることを考慮する。
 - ① 事業実施にあたっての生物多様性保全等の方針を決める。
 - ② 当該事業が生物多様性に及ぼす影響等の重要性を検討し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けたさらなる調査等が必要かどうかを判断する。土地開発等の場合には、特に、企業活動が行われる場所が、生物多様性の保全上、重要な土地でないかどうかを、保護地域等の指定や重要自然環境のリスト等によって確認する。
 - ③ ②の判断をうけて、その影響等について調査、(予測、)評価等を行い、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた対策等を検討する。土地開発等の場合には、検討の際に、回避・低減・適正な配慮の優先順位を考慮する。
 - ④ 事業の実施にあたって、③において検討した対策等を実施する。また、その結果を把握し、必要に応じて対策等を再検討する。

どのような種類や区分をとりあげるとよいか？（以下 3.2.まで同様）

(1) 土地開発（土地の改変、建築物の建設、保有地管理、跡地利用、再開発 等）

- 土地の保有者あるいは管理者、開発者、建設事業者として、土地の開発（土地の改変、建築物の建設、保有地管理、跡地利用、再開発等）に携わる企業が、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から実施することが望ましい取組を以下に示す。生物多様性への配慮は、不動産の価値を高めることもありうる。

【想定される取組の例】

企業活動ごとの配慮の内容をどのようにするか？（以下 3.2.まで同様）

ー土地の改変、建築物の建設ー

- 土地を開発する場合、事業主においても、生物多様性の保全に配慮。具体的には、施工者の選択、開発計画の決定、施工の管理等において、生物多様性の保全への配慮を確認。
- 土地を改変する場合、施工者においては、改変面積を可能な限り減少させること、多様性が高い、あるいは、生息地のネットワークとして重要な地域への影響を可能な限り低減すること、希少種の保全等を実施。
- 緑地を創出する際には、地域固有種の利用を目指し、外来種の移入に留意。生息地のネットワーク等、周辺地域の生態系との関係性にも考慮。

ー保有地管理ー

- 生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮。社有地や社有林は、ビオトープとしての活用や外来種のコントロールにおいて重要。

ー跡地利用ー

- 周辺の生態系とのネットワークも考慮しつつ、改変前の植生あるいは地域の自然植生等にできるだけ早く戻すことができるよう、植栽等を実施。

ー再開発ー

- 周辺の生態系とのネットワークや地域の自然植生等を考慮しつつ、可能な限り、緑地やビオトープの創出に努める。

(2) 非生物資源の開発

- 非生物資源の開発では、鉱物や土石等の採取や尾鉱の廃棄等が不適切に実施されれば、土壌の消失や、生物の生育・生息環境の変化を招き、生物多様性に影響を与える。また、非生物資源の開発により、アクセス道路が建設されることで、生物多様性に影響を与える他の開発を誘発する可能性もある。

- 鉱物や土石等の非生物資源の採掘等を直接的に実施する企業が、生物多様性の保全の観点から実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- 生物多様性に配慮した採掘等の方法の検討（改変面積を可能な限り減らすことや、希少種の移植、水脈を分断しないような配慮等）。
- 採掘・選鉱等における環境負荷（水、光、熱等）の低減。
- 採掘跡地については、改変前の植生あるいは地域の自然植生等にできるだけ早く戻すことができるよう、植栽等を実施。

(3) 工場等の操業

- 工場等を操業する企業が、生物多様性の保全の観点から実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- 環境基準等は、人の健康と生活環境の保全の観点で決められたものであるため、生物多様性の保全のためには、環境基準等の遵守はもとより、より高いレベルへの対応も重要。
- 生息地や種を攪乱するような、光や音、熱等を生じる活動がないか確認し、その生物多様性への影響を考慮し、影響を低減するように対応。
- 大気・水・土壌等への排出物について、その種類や量を確認し、その生物多様性への影響を考慮し、影響を低減するように対応。

(4) 生物資源の利用

- 生物資源の利用は、生物資源を直接的に利用するため、多くの生物にとって貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持等を通じて生物多様性に貢献しているが、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋立等による藻場・干潟の減少など一部の活動が生物多様性に負の影響を及ぼす。また、活動の停滞に伴い身近に見られた種が減少。

【想定される取組の例】

- 原則的に、ポリネーターや害虫駆除における外来種の利用は避けるべき。
- 有機農業等、生物多様性保全をより重視した農林水産業を進める。

(5) 運輸

- 運輸業の企業が、生物多様性の保全の観点から実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- 外来種の持ち込みへの配慮

3.2. 生物多様性に間接的に関わる企業活動における取組

(1) 原材料調達

- 自社の活動において生物多様性に直接的に影響を及ぼさない場合にも、原材料の調達を通じて生物多様性への影響を与えている場合がある。
- 他者からの原材料（木材、水産品、パーム油等）の調達を行う企業が、原材料の生産における生物多様性への影響を低減し、生物多様性から受ける恩恵を確保し続けるために、実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- 資源利用量の低減。
- サプライヤーに対する、原材料の生産における生物多様性への配慮についての確認。自社での確認が困難な場合には、認証品の活用。
- サプライヤーの選択において、サプライヤーの生物多様性への配慮について考慮。

(2) 流通・販売

- 一般消費者に向けて商品を販売する企業、あるいは、そのような企業に商品を流通する企業が、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- 生物多様性に配慮した製品・商品と他の製品・商品を区別できるような流通の管理。
- 生物多様性配慮型商品の扱いを増やす。
- 一般消費者に直接関わる販売等においては、消費者の意識や消費行動の変革を促進するために啓発を行うことが重要。例えば、原産地の表示等を進めること等が挙げられる。

(3) 金融

- 金融業が、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- プロジェクト融資においては、自社の審査基準において、生物多様性への配慮を盛り込む。
- 企業融資においては、対象企業における生物多様性への配慮について、審査基準に盛り込む。
- 生物多様性に配慮した金融商品の開発。
- 投資家への啓発。

(4) 研究・開発

- 研究・開発において、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために実施することが望ましい取組を以下に示す。

【想定される取組の例】

- 生物多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発等を実施（例えば、資源利用量の削減につながる製品の開発や、生物多様性への配慮を示す認証の開発 等）

3.3. 社会貢献活動として実施する取組

社会貢献活動については、どのような内容を示すか？

【想定される考え方の例】

- 本業との関わりも考えつつ、社会貢献活動として実施する取組を検討。社会貢献活動の目的を明確化するとともに、社会に貢献する時点で活動が公的なものとなることを認識すべき。
- 特に、既に影響が及んでいるような分野に対応していくことが重要。当該活動が生物多様性に与える影響、効果を検討。
- 生物多様性の保全や持続可能な利用の取組は、長期的な取組が重要であることをふまえ、長期的な視点で取組を実施。
- 取組の計画段階から実施に至るまで、様々な外部ステークホルダーと連携。
- 外部ステークホルダーの中でも特に NGO との連携については、様々な規模の NGO とを選択肢として、NGO の育成も兼ねた長期的な視点での連携が重要。
- NGO との連携によって、企業の取組が PR され、それが本業にも良い影響を及ぼす可能性がある。
- 社会貢献活動として実施されることが多い植林については、生物多様性に配慮した植林を実施することが重要。

第 4 章 企業活動を促す上での他のセクターの役割

- 生物多様性の保全と持続的利用を促進するためには、様々な主体がともに取り組んでいくことが不可欠。
- 生物多様性基本法においては、事業者以外の各主体について以下のような責務を規定。
 - 国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則にのっとり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定
 - 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する
 - 国民は、基本原則にのっとり、生物多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品または役務を選択すること等により、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める
 - 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努める
- 生物多様性の保全や持続的利用に配慮した企業の活動を促進するためには、一般消費者等における生物多様性に関する認識の向上や、消費行動の変化が重要。
- また、そのような活動の実施には、地方公共団体や NGO、学界との連携が有効かつ重要。例えば、以下のような連携が考えられる。
 - 学界と連携し、科学的知見の共有や、ポスドク等の人材の企業活動における活用等を図る。
 - 原材料の調達先や、所有地の生物多様性等について調べる際に、NGO や研究者と協力する。
 - 地方公共団体と連携して、生物多様性保全の取組を行う。

参考資料

- 企業による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組事例
- 情報源リスト